

上尾市建築工事における「週休2日制適用工事」試行要領

1 目的

建設業における週休2日の実現は、就業者の職場環境の改善や社会資本を支える担い手確保の観点から重要である。よって、建設現場における将来にわたる週休2日の定着に向けて、「週休2日制適用工事」を試行する。

本要領は、上尾市が発注する建築工事において、[週休2日制適用工事（以下「適用工事」という。）]を試行するために必要となる事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 建築工事

この要領において「建築工事」とは、公共建築工事積算基準（国土交通省）または埼玉県建築工事積算基準等を適用する工事をいう。

(2) 適用工事

「週休2日制適用工事（現場閉所型）（以下、適用工事（現場閉所型）と呼ぶ。）」をいう。

(3) 適用工事（現場閉所型）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）に取り組む方式。

1) 週休2日

①月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

②通期の週休2日

対象期間において、4週8休（現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

3) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

4) 対象期間

契約工期のうち、現場施工着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

5) 現場施工着手日

現場測量、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等実際の工事のための準備工事等により、現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

7) 現場閉所（現場休息）率

現場閉所（現場休息）率 = 対象期間内の現場閉所（現場休息）日数 ÷ 対象期間の日数

3 現場閉所（現場休息）の取扱い

(1) 現場閉所（現場休息）とする日

原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所（現場休息）の日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

(2) 天候不良等による振替

降雨、降雪等の天候の影響その他発注者がやむを得ないと認める予定外の現場閉所は、現場閉所（現場休息）の日に含めることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

また、地元対応等で、やむを得ず予定していた現場閉所（現場休息）の日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の現場閉所（現場休息）の日を設定するものとする。

4 対象とする工事

適用工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、以下の工事は適用工事としないことも可能とする。

- ・ 竣工時期や作業時間（学校の休暇期間等）に制約が大きい工事
- ・ 緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急随契となる工事）、応急工事等】
- ・ 単価契約方式による工事
- ・ 対象期間が1週間未満の工事
- ・ 上記以外の理由により週休2日の実施が困難な工事

5 発注方式

適用工事の発注は、発注者が適用工事に取り組むことを指定して発注する方式である発注者指定型とする。

6 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、達成状況による工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。

契約工期の変更理由が、以下に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。

- ・ 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた
- ・ 降雨、降雪等の天候の影響により、作業不稼働日が多く発生した
- ・ 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
- ・ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた
- ・ その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた

7 積算方法等

(1) 補正方法

適用工事において、以下の現場閉所（現場休息）または休日の状況に応じた補正係数により労務費〔予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費〕を補正する。

1) 複合単価

複合単価の労務単価は公共工事設計労務単価に以下の①または②の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

	現場閉所（現場休息）の状況	補正係数
①	月単位の週休2日以上 （現場閉所（現場休息）率28.5%（8日／28日）以上）	1.04
②	通期の週休2日以上 （現場閉所（現場休息）率28.5%（8日／28日）以上）	1.02

2) 市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価及び補正市場単価は表A、表E、表Mの補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表A、表E、表Mの補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(2) 積算及び変更方法

適用工事（現場閉所型）においては、4週8休以上を前提に、「7（1）1）①」及び「表A、表E、表Mの月単位の週休2日促進工事の補正率」により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）率を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を「7（1）1）②」及び「表A、表E、表Mの通期の週休2日促進工事の補正率」に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち当該補正分を減額して変更契約を行う。

【減額変更の計算方式】（すべて税抜き価格で計算する。）

減額変更後の請負契約額

$$= \text{当初請負契約額} \times (\text{達成状況に応じた補正係数の設計価格} \div \text{「7（1）1）①」} \\ \text{及び「表A、表E、表Mの月単位の週休2日促進工事の補正率」により算定した} \\ \text{設計価格})$$

8 対象工事である旨等の明示

発注者は、適用工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告、告示文書等及び特記仕様書に発注方式及び適用工事（現場閉所型）である旨を明示する。

9 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 現場施工着手前

- ・受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- ・受注者は、現場施工着手日から当該日を含む月の月末分の「現場閉所計画書（様式1）」を提出し、現場閉所とする日の計画について発注者の確認を受ける。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「現場閉所計画書（様式1）」を作成す

る。

- ・受注者は、対象期間中、「適用工事」である旨を明示するため、別紙2記載例の内容を基本とし、公衆の見やすい場所に掲示する。

② 現場施工着手後

- ・受注者は、翌月分の「現場閉所計画書（様式1）」を当該現場閉所計画書の月初日となる日の7日前までに提出し、現場閉所とする日の計画について発注者の確認を受ける。1月に満たない期間は、現場完成日までの期間について確認を受ける。
- ・現場閉所計画書のひと月終了後、「現場閉所実績報告書（様式2）」を7日間の内に提出し、現場閉所（現場休息）の達成状況について発注者の確認を受ける。1月に満たない期間は、現場完成日までの期間について確認を受ける。
- ・現場閉所計画書の変更を行う場合には、事前に発注者へ連絡し承認を受ける。連絡時に振替日が未定の場合においては、振替日の報告は、後日でも可とし、決定次第速やかに発注者に報告する。
- ・発注者は、現場閉所（現場休息）の日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかな対応に努める。
- ・受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

③ 現場完成時

- ・受注者は、工事完成通知書提出予定日の14日前までに、対象期間全ての「現場閉所実績報告書（様式2）」を提出するとともに、現場閉所（現場休息）を確認できる資料（作業日報や出勤簿等）を提示し、現場閉所（現場休息）の達成状況について発注者の確認を受ける。
- ・現場閉所実績報告書提出日から現場完成日までの現場閉所（現場休息）については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。
- ・発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況に応じ、7に定める経費について必要となる契約変更を行う。ただし、提出期限後において、発注者の提出の求めに応じず、現場閉所実績報告書等の提出がなかった場合には、適用工事を達成できなかったものとして扱う。

④ その他留意事項

- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

10 アンケート調査

受注者は、発注者からの指示があった場合や必要に応じ、別に定めるアンケート調査に回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。

1 1 工事成績評定における評価

発注者は、受注者が月単位の週休2日または通期の週休2日を達成した場合に、工事成績評定にある「2 施工状況 II 工程管理」及び「5 創意工夫」で評価する。

月単位の週休2日または通期の週休2日が確認された場合、「5 創意工夫」での加點評価は1点とする。ただし、達成できなかった場合においても、減點はしない。

1 2 発注者による調査

発注者は、適用工事の実施や提出書類等の内容に疑義が生じた場合等において、受注者に対し、事情の聴取その他の必要な調査を行うことができるものとし、受注者は、これに協力する。

1 3 不適切な適用工事実施に対する措置

受注者がこの要領の趣旨に反する行為等を行い、かつ、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）第3条第1項の規定に該当すると認めるときは、同項に規定する入札参加停止の措置を行うものとする。

1 4 その他

その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

本要領は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、本要領による改正後の上尾市建築工事における「週休2日制適用工事」試行要領の規定は、令和7年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

別紙 1

(入札公告等及び特記仕様書への「週休2日制適用工事」である旨の明示)

<入札公告等>

入札対象工事

その他

本工事は、上尾市（建築工事）「週休2日制適用工事（※）」の試行対象工事である。

※「発注者指定型」及び「現場閉所型」を記入

<特記仕様書>

週休2日制適用工事

本工事は、上尾市（建築工事）「週休2日制適用工事（※）」の試行対象工事である。

工事の実施は、上尾市建築工事における「週休2日制適用工事」試行要領によるものとする。試行要領は、上尾市役所ホームページで確認のこと。

上尾市役所ホームページ

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/〇〇.html>

※「発注者指定型」及び「現場閉所型」を記入

別紙 2

(現場での「週休 2 日制適用工事」である旨の明示)

週休 2 日制適用工事

この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、
週休 2 日の確保に取り組む工事です。

工事名	〇〇〇〇工事 ※
発注者	上尾市
受注者	〇〇建設(株)

※工事場所において、別の掲示物で工事名の記載が
あり、当該工事であることが判別できる場合は、
本掲示上で工事名の記載を要しない。

表A 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びびとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13

内外装工事 (ビニル系材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22